

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
役場福祉課保険係 ☎ 011-290-5601  
574-2214

# 交通事故など第三者の行為により、 けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費（過失相当分）は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、現実的には話し合いや賠償請求が遅れるため一時的に健康保険の給付を受けて治療することができます。  
このとき健康保険で負担した費用は、加害者に代わり一時立て替えている状況になるので、後日加害者へ損害賠償請求をすることになります。  
医療費適正化の取組として、第三者行為によるけがの可能性のある方への負傷原因照会を行うことがあります。回答にご協力をお願いします。

## 第三者行為とは？

- ・ 相手のある交通事故（同乗者含む）
- ・ 他人のペットに噛まれた
- ・ 購入食品や飲食店等での食中毒
- ・ 他人からの暴力行為 など

## 役場福祉課保険係の窓口にも必ず届出しましょう

第三者行為により保険証を使用する場合は必ず福祉課保険係へ第三者行為による被害届の提出をしてください。また安易な示談はさけて事前に相談してください。  
(法令により、速やかに医療保険者に届出をすることが義務付けられています。)

## 警察に届出しましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

## 必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

## 届出に必要なもの

- ・ 第三者行為による被害届（保険係の窓口にあります）
  - ・ 保険証
  - ・ 世帯主の印鑑
  - ・ 事故証明書（後日でも可）など
- 詳しくは福祉課保険係へご相談ください。

## ジェネリック医薬品の利用について

- ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発品と同じ有効成分で同等の効果が期待でき、低価格での提供が可能です。
  - ジェネリック医薬品の処方希望される場合は、医師や薬剤師に相談してください。「ちょっと不安」という場合は、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができます。「お試し調剤」を利用することもできます。（保険証やお薬手帳にジェネリック医薬品希望シール（カード）を貼って、利用希望の意思を伝えることができます）
- 【効き目・安全性について】  
先発医薬品と同様に様々な基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査し、クリアしたものだけが承認されています。  
※希望される場合は、主治医や薬剤師に相談しましょう。
- 【価格について】  
ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、なかには5割以上安くなるものもあります。
- 【かかりつけの医師・薬剤師をもちましょ！】  
○日頃から、かかりつけの医師や薬剤師をもって処方されている薬の情報を把握してもらっておくのが安心です。  
○自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳を1冊にまとめて持ちましょ！

# 個人住民税の特別徴収の指定についてのお知らせです

事業主（給与支払者）の皆さまへ

北海道十勝総合振興局と管内の市町村では平成28年度から個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さまに、順次、個人住民税の特別徴収義務者の指定を実施しています。

## 個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、給与所得者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税+道民税）を徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、原則として所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

## 事業主の皆さまは個人住民税の税額を計算する手間はかかりません

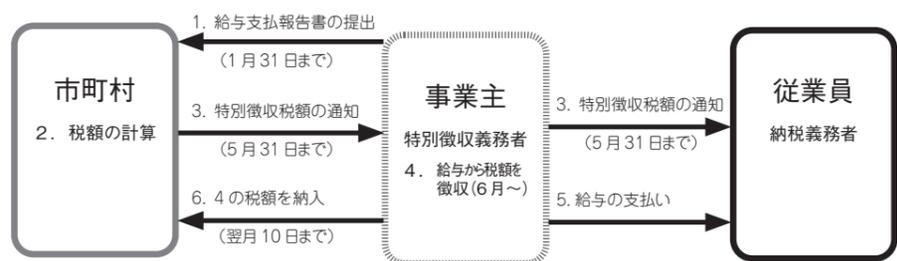
個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。市町村が給与支払報告書等に基づき税額計算を行い、各給与支払者へ住民税を通知しますので、給与支払の際にその税額を特別徴収（天引き）し、各市町村へ納めていただくことになります。

## 従業員の皆さまにとって大変便利な制度です

各従業員の皆さまが、納付のために金融機関や市町村窓口に出向く手間を省くことができるとともに、納め忘れの心配もなくなります。

年12回に分けて徴収（天引き）されるので、年4回（市町村により異なります）納付書により納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

## 特別徴収の事務のながれ



1. 従業員がお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。（1月31日まで）
2. 市町村が従業員ごとの個人住民税額を計算します。
3. 事業主の皆さまに、特別徴収していただく税額をお知らせします。（5月31日まで）  
※所得税の源泉徴収のように税額の計算や年末調整などの手間はかかりません。
4. 6月以降、毎月の給与の支払の際に、税額を徴収（天引き）していただきます。
5. 税額の徴収（天引き）後、通常通り従業員の皆さまに給与の支払いをしていただきます。
6. 徴収（天引き）した税額は、翌月10日までに市町村へ納入していただきます。  
納入（払込）先は、各市町村の指定する金融機関等へ。  
※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

個人住民税の特別徴収に関するQ&Aについては、豊頃町ホームページをご確認ください。



問合せ先

住民課住民税係 ☎ 574-2213